

関西広域連合規約の変更について

1 変更の理由

関西広域連合の構成団体に、京都市および神戸市が新たに加入することに伴い、所要の変更を行うものです。

2 変更の概要

- (1) 京都市および神戸市の追加について、必要な規定の変更を行うこととします。
(第2条、別表)
- (2) この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行することとします。

<参考>

① 関西広域連合が取組む7分野の事務への参加状況

	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、徳島県	鳥取県	京都市、大阪市、 堺市、神戸市	備考
防災	○		○	
観光・文化	○	○	○※	
産業	○	○	○	
医療	○	○	○※	
環境	○		○	
試験・免許等	○		※	
研修	○		○	

※ 構成指定都市は、次の事務以外は全て参加

- 通訳案内士法、国際観光の振興に関する法律に関する事務
 - 救急医療用ヘリコプターに関する事務
 - 資格試験免許に関する事務

② 関西広域連合議員の定数

	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県、和歌山県、 鳥取県、徳島県	大阪市	堺市	京都市、神戸市	計
22.12.1	5	4	3	2×4県=8	—	—	—	20
24.4.23	5	4	3	3×4県=12	2	1	—	27
変更後	5	4	3	3×4県=12	2	1	1×2市=2	29

関西広域連合規約新案新旧対照表（変更部分抜粋）

変更前

変更後

関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）
 （広域連合を組織する地方公共団体）
 第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに大阪市及び堺市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

（広域連合を組織する地方公共団体）
 第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

附則（新規）
 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

附則（平成 年総行市第 号・一部改正）
 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

別表（第20条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	均等割 10分の10
企業費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	受費者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	宿泊施設数割 10分の5 人口割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	受費者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	受講者数割 10分の10

別表（第20条関係）

経費の区分	負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	均等割 10分の10
企業費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	受費者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	均等割（これにより難い事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	宿泊施設数割 10分の5 人口割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	人口割 10分の5 利用実績割 10分の5
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	受費者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	受講者数割 10分の10